

計画相談支援

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
業務管理体制の整備	法令順守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	支援法第51条の31第2項第2号 支援法施行規則第34条の62	4
法定代理受領の通知	法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた際に、計画相談支援対象障害者等に対し、計画相談支援給付費の額の通知がされていなかった。	基準省令第14条第1項 解釈通知第二の2(10)①	4
掲示等	運営規程の概要等の重要事項についての掲示がされていなかった。	基準省令第23条第1項 解釈通知第二の2(19)①	1
秘密保持等	利用者又はその家族の個人情報を用いる際に、あらかじめ文書により同意を得ていなかった。	基準省令第24条第3項 解釈通知第二の2(20)③	1
サービス担当者会議	相談支援専門員がサービス担当者会議を開催していない事例があった。	基準省令第15条第2項第11号 解釈通知第二の2(11)⑭	1
アセスメント	相談支援専門員がサービス等利用計画の変更時にアセスメントを行っていない事例があった。	基準省令第15条第2項第5号 解釈通知第二の2(11)⑦	1